令和６年度大学生の地域参加促進事業実施委託仕様書

１　件名

令和６年度大学生の地域参加促進事業実施委託

２　目的

少子高齢化、人口減少社会が進展し、市民自治のまちづくりを進める上で、より多様な世代の参加が求められている中で、多摩区役所においては、区役所と区内３大学（専修大学・明治大学・日本女子大学）で構成する「多摩区・３大学連携協議会」において、若者が多く住む多摩区の強みを活かし、大学生の主体的な地域参加を促進する手法について検討してきた。これまでの検討内容を背景とし、区内の様々な地域を学生の学びの実践フィールドと捉え、地域住民との交流や地域活動体験等を通じて、単なる座学だけでは得られない多くの気づきや学びを得て、地域とのつながりや関心を強め、多摩区への愛着意識を醸成する取組を進めることで、大学生と地域が連携した活力ある地域づくりにつなげることを目的として本事業を実施する。

具体的には、大学生が一連のプログラムを通した地域との交流の機会を創出する。受注者は、これらのプログラムを効果的、効率的に実施するため、本事業の企画提案、必要な調整及び支援を行う。

３　テーマ

多摩区の食を楽しもう

４　委託期間

契約締結日から令和７（２０２５）年１月３１日まで

５　前提条件

⑴　支援対象者

区内３大学（専修大学、明治大学、日本女子大学）に在籍する大学生

⑵　対象者等

ア　多摩区役所まちづくり推進部企画課が募集する１５名程度。

イ　１５名程度を３グループ程度に分けて、地域連携を実施する。

⑶　主な内容・スケジュール

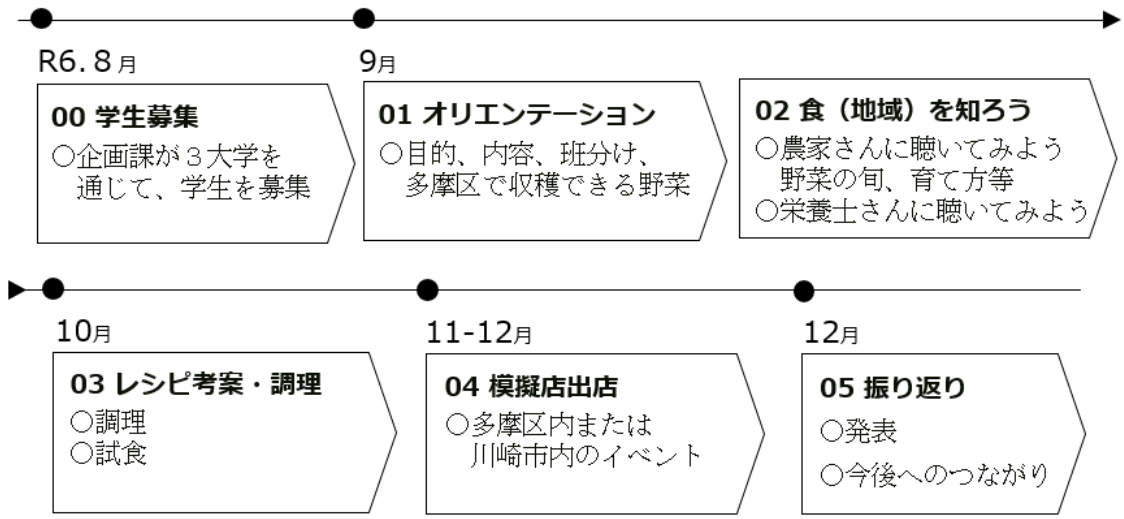

6　委託業務内容

本委託業務の内容は、次のとおりとする。

(1)　対象者募集

対象となる大学生については、令和６年８月に企画課から３大学に対して募集する。受注者は、発注者からの依頼に基づき、次の業務を行うこと。

ア　募集案内の作成

イ　募集方法、対象者の決定方法、グループ選別等についての助言

(2)　オリエンテーション等の実施

対象となる大学生（以下「大学生」という。）が「食（地域）を知ろう」を開始する際に、大学生に対して、次のとおりオリエンテーションを行うこと。

ア　本事業の目的、内容等の周知

イ　大学生の班分け

ウ　多摩区で収穫できる野菜を調査の上、周知すること。

エ　その他、本事業に必要な事項を周知すること。

(3)　「食（地域）を知ろう」の実施

大学生が、多摩区で収穫できる野菜の状況を把握する「食（地域）を知ろう」について、次のとおり実施すること。

ア　「農家さんに聴いてみよう」における訪問先の多摩区内の「農家」とし、農家については受注者の方で候補者を選定すること。

イ　「栄養士さんに聴いてみよう」における「栄養士」については、基本的に多摩区内に在住又は多摩区内で活動している者を候補者として選出すること。

ウ　訪問先の農家及び栄養士については、それぞれの候補者について事前に発注者と調整の上、決定すること。

エ　農家への訪問及び栄養士の講義に関する実施内容や調整については、受注者が行うこと。

オ　訪問先の農家及び栄養士への謝礼等の必要な経費は、委託料に含むものとする。

(4)　レシピ考案・調理

多摩区で収穫できる野菜により大学生がレシピを考案し、調理を行うために次のとおり実施すること。

ア　「調理師」については、基本的に多摩区内に在住又は多摩区内で活動している者を候補者として選出し、事前に発注者と調整の上、決定すること。

イ　考案したレシピを調理する場所についても、事前に発注者と調整の上、決定すること。

ウ　調理師への謝礼、材料費及び調理会場使用料等の必要な経費は、委託料に含むものとする。

(5)　模擬店出店

大学生が考案したレシピにより、大学生が模擬店を出店するに当たり、受注者は、次の事項を実施すること。

ア　模擬店の出店の作業や手続は、大学生が主体的に行う。受注者は、模擬店出展が円滑に進むよう支援すること。

イ　模擬店の出店先については、発注者が受注者と調整の上で決定する多摩区内又

は川崎市内のイベントとする。

ウ　模擬店の出店に必要な次の費用は、本委託料に含むものとする。

(ｱ)　食材・消耗品の調達、

(ｲ)　模擬店出店に要する費用（イベント保険、出店料、販売物品・材料等の仕入れ、必要な資機材の手配）

(ｳ)　イベント参加料

(ｴ)　その他必要な経費

(6)　振り返り

模擬店出店後、３グループ程度による「振り返り」を実施するに当たり、受注者は、次の事項を実施すること。

ア　大学生による発表の実施方法の検討における支援

イ　発表実施時の支援

(7)　スキル教育、班別グループワークの実施

ア　上記(2)～(6)を実施するに当たり、事前に大学生グループに対し、ワークショップ形式によるスキル教育、班別グループワークを実施すること。

イ　スキル教育、班別グループワークについては、グループごとの実施又は全員への実施により、各大学生に対しオリエンテーションを含めて、計５回以上実施すること。

ウ　各スキル教育、班別グループワークにおいては、事前に必要となる資料を作成し、２０部程度印刷して用意すること。

エ　グループワークにおいては、大学生が主体的に実施するが、３グループ程度に対して適宜進捗管理、助言・支援等を行うこと。

オ　グループワークにおける資料については、電子データ（ＰＤＦ形式）で発注者にも提出すること。

(8)　アンケートの実施

ア　事業終了後、参加した大学生を対象としたアンケートを作成し、実施すること。

イ　アンケートの内容については、事前に発注者と調整すること。

(9)　報告書の提出

本事業の実施結果をまとめ、報告書として電子データ（ＰＤＦ形式）及び紙媒体（２部）で提出すること。

(10)　その他

ア　参加する大学生を対象とした「ボランティア活動保険」に加入すること。

イ　大学生と受注者との打合せについては、別途協議の上、適宜実施し、その内容を発注者へ報告すること。

7　留意事項

(1)　受注者は、契約締結後速やかに本市担当職員と十分な打合せを行い、本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに本市担当職員に報告し、その指示に従うものとする。

(2)　本委託業務に係る成果物等の著作権、所有権等の権利は、すべて市に帰属するものとする。また、市は、成果物等のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。